

# 総務局

## 総務部

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 総務          | ..... | 27 |
| コンプライアンス推進  | ..... | 28 |
| 情報公開・個人情報保護 | ..... | 28 |
| 職員          | ..... | 30 |
| 職員研修        | ..... | 33 |
| 職員厚生        | ..... | 35 |

# 総 務

## 1 条例・規則の公布

条例・規則諸規程の公布状況

(平成25年、単位：件)

| 区分 | 条 例 |    |    |    | 規 則 |    |    |     | 訓 令 |    |    |    | 告示  |
|----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|----|----|----|-----|
|    | 制定  | 改正 | 廃止 | 計  | 制定  | 改正 | 廃止 | 計   | 制定  | 改正 | 廃止 | 計  |     |
| 件数 | 10  | 46 | 1  | 57 | 21  | 90 | 4  | 115 | 2   | 20 | 0  | 22 | 670 |

## 2 行政界変更事業

境川を挟み複雑に入り組んだ本市と町田市との行政境界を、境川の改修に合わせ、順次、改修後の境川の中心に変更する事業。

第5期として、中央区淵野辺本町1丁目(宮前橋から共和橋までの区間)及び中央区上矢部1丁目・宮下本町1丁目(高橋から小山橋までの区間)等の合計約2キロメートルにおける飛び地の境界を変更した。

## 3 文書

### (1) 文書の收受数

| 項目 | 封書      | はがき    | 小包    | 宅配便    | 書留他    | 県庁便   | 合計      |
|----|---------|--------|-------|--------|--------|-------|---------|
| 件数 | 526,978 | 46,652 | 3,545 | 27,627 | 17,174 | 6,739 | 628,715 |

### (2) 文書の発送数

| 項目 | 封書(書留含む)  | はがき       | 冊子小包   | 小包 | 宅配便   | 県庁便   | 合計        |
|----|-----------|-----------|--------|----|-------|-------|-----------|
| 件数 | 3,847,408 | 1,797,522 | 25,047 | 62 | 1,842 | 4,322 | 5,676,203 |

### (3) 引継文書数(23年度完結文書)

| 項目 |    | 3年保存  | 5年保存  | 7年保存  | 10年保存 | 30年保存 | 合計     |
|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 引継 | 冊数 | 1,269 | 5,591 | 643   | 1,809 | 291   | 9,603  |
|    | 箱数 | 253   | 273   | 168   | 23    | 1     | 718    |
| 常置 | 冊数 | 1,704 | 2,336 | 2,746 | 819   | 646   | 8,251  |
|    | 箱数 | 84    | 84    | 72    | 6     | 75    | 321    |
| 合計 | 冊数 | 2,973 | 7,927 | 3,389 | 2,628 | 937   | 17,854 |
|    | 箱数 | 337   | 357   | 240   | 29    | 76    | 1,039  |

### (4) 電子化文書作成状況

平成24年度から、公文書の長期保存方法の見直し及び利便性向上等を目的とし、主に情報公開課が引継ぎを受けた30年保存文書を対象に、活用目的の複製物である電子化文書を作成している。

| 総簿冊数 | 総文書件数 | 総頁数     |
|------|-------|---------|
| 322  | 3,603 | 145,555 |

### (5) 文書の浄書及び印刷状況

#### ア 浄書要求

| 項目     | 件数    |
|--------|-------|
| 毛筆浄書   | 337   |
| 庁内印刷業務 | 1,179 |

#### イ 印刷機・複写機

| 項目       | 台数 | 紙使用量(枚)    |
|----------|----|------------|
| 簡易印刷機    | 13 | 11,362,161 |
| 普通電子複写機  | 36 | 9,934,722  |
| カラー電子複写機 | 1  | 147,948    |
| 大型電子複写機  | 1  | 40,350     |

### (6) 公文書管理

公文書を適正に管理し、歴史的公文書の適切な保存、利用等を図るため、平成25年12月24日に相模原市公文書管理条例を公布し、平成26年4月1日から施行(一部は、公布の日から1年以内に施行)。

**【総務法制課…1、2】**  
**【情報公開課…3】**

# コンプライアンス推進

## 1 法令遵守

平成24年3月に策定した「相模原市コンプライアンス推進指針」の適切な運用を図るとともに、公正な行政執行の推進(職員の事務処理ミス防止等)及び法令遵守体制の確立に向けた調査、研究を行っている。

## 2 包括外部監査

### (1) 包括外部監査人の選任

公認会計士 中元 文徳 氏(平成26年度包括外部監査人)

### (2) 包括外部監査結果の措置状況

包括外部監査の結果報告書における指摘事項及び意見について、関係各課へ措置状況の調査を行い、措置を講じた指摘事項は監査委員に通知し、対応をした意見は市が公表した。

また、平成25年度から監査後5年を経過した指摘事項の未措置分及び意見の未対応分について、措置等が困難な理由や今後の改善見込みなどの措置状況を公表した。

(平成13年度から平成24年度までの包括外部監査における指摘事項等に対する措置等の状況)

- ・指摘事項及び意見の件数：1,056件
- ・平成24年度までに措置を講じたもの(意見の対応済分を含む)：774件
- ・平成25年度に措置を講じたもの(意見の対応済分を含む)：107件

### 監査後5年を経過した未措置事案の公表状況

(平成25年度、単位：件)

| 項目   | 検討・改善中 | 措置困難 | 計  |
|------|--------|------|----|
| 指摘事項 | 25     | 14   | 39 |
| 意見   | 17     | 18   | 35 |
| 計    | 42     | 32   | 74 |

## 3 不当要求行為等への対策

不当要求行為等の把握及び事実調査を行い、不当要求行為等に対する対策に係る総合調整を行った。

## 4 職員のハラスメントに係る苦情及び相談

職員のセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する苦情や相談に対応した。

【コンプライアンス推進課】

# 情報公開・個人情報保護

## 1 情報公開制度

市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図るため、相模原市公文書公開条例に基づき、昭和61年7月1日から実施。制度を拡充し、平成13年4月1日から相模原市情報公開条例を施行。

- ・実施機関 全ての執行機関と議会
- ・公開請求件数 483人 2,745件

## 2 個人情報保護制度

個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で民主的な市政の推進に資するため、相模原市個人情報保護条例に基づき、平成5年7月1日から実施。平成17年4月1日に新条例を施行し、制度を拡充。

- ・実施機関 全ての執行機関と議会
- ・開示請求等件数 61件

## 3 審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針の実施

審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的・主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップのもと開かれた市政の推進に寄与するため、会議の公開、委員の公募制の導入、委員の構成等について定めた「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」を平成10年10月15日から実施。

本指針を平成24年4月1日に改正し、審議会等及び協議会等の設置・変更時に情報公開課と協議する手続等を新たに定めた「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」を施行。

附属機関の設置に関する条例並びに法令又は個別条例により設置された審議会等一覧 (平成26年4月1日現在)

|    | 審議会等名称               | 所管課        |            | 審議会等名称           | 所管課       |
|----|----------------------|------------|------------|------------------|-----------|
| 1  | 表彰審査委員会              | 秘書課        | 55         | 屋外広告物審議会         | 街づくり支援課   |
| 2  | 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 | 情報公開課      | 56         | 新しい交通システム導入検討委員会 | 交通政策課     |
| 3  | 情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会 |            | 57         | 開発審査会            | 開発調整課     |
| 4  | 特別職報酬等審議会            | 職員課        | 58         | 建築審査会            | 建築指導課     |
| 5  | 公務災害補償等審査会           | 職員厚生課      | 59         | ホテル等建築審議会        |           |
| 6  | 総合計画審議会              | 企画政策課      | 60         | 建築及び開発事業紛争調停委員会  | 住宅課       |
| 7  | 大規模事業評価委員会           | 経営監理課      | 61         | 住宅審議会            |           |
| 8  | 経営評価委員会              |            | 62         | 下水道事業審議会         | 下水道経営課    |
| 9  | 外郭団体経営検討委員会          |            | 63         | 緑区区民会議           | 緑区役所区政策課  |
| 10 | 土地利用審査会              | 土地利用調整課    | 64         | 中央区区民会議          | 中央区役所区政策課 |
| 11 | 不動産評価委員会             | 管財課        | 65         | 南区区民会議           | 南区役所区政策課  |
| 12 | 労働報酬等審議会             | 契約課        | 66         | 国際教育特区諮問委員会      | 教育総務室     |
| 13 | 入札監視委員会              |            | 67         | 児童生徒等災害見舞金審査委員会  | 学校保健課     |
| 14 | 防災会議                 | 危機管理課      | 68         | 市立小中学校結核対策委員会    |           |
| 15 | 国民保護協議会              |            | 69         | 市立中学校給食検討委員会     |           |
| 16 | 行政区画等審議会             | 区政支援課      | 70         | 就学指導委員会          | 学校教育課     |
| 17 | 住居表示審議会              |            | 71         | 子どものいじめに関する審議会   |           |
| 18 | 市民協働推進審議会            | 市民協働推進課    | 72         | 子どものいじめに関する調査委員会 |           |
| 19 | 特定非営利活動法人指定審査会       |            | 73         | 教職員健康審査会         | 教職員課      |
| 20 | 男女共同参画審議会            | 男女共同参画課    | 74         | 社会教育委員会議         | 生涯学習課     |
| 21 | 消費生活審議会              | 生活安全課      | 75         | 文化財保護審議会         | 文化財保護課    |
| 22 | 社会福祉審議会              | 地域福祉課      | 76         | スポーツ推進審議会        | スポーツ課     |
| 23 | 民生委員推薦会              |            | 77         | 図書館協議会           | 図書館       |
| 24 | 地域福祉推進協議会            | 地域医療課      | 78         | 博物館協議会           | 博物館       |
| 25 | 地域保健医療審議会            |            | 79         | 市史編さん審議会         |           |
| 26 | 障害者施策推進協議会           | 障害政策課      | 80         | 大沢公民館運営協議会       | 大沢公民館     |
| 27 | 障害支援区分判定等審査会         | 障害福祉サービス課  | 81         | 上溝公民館運営協議会       | 上溝公民館     |
| 28 | 精神保健福祉審議会            | 精神保健福祉課    | 82         | 橋本公民館運営協議会       | 橋本公民館     |
| 29 | 自殺対策協議会              |            | 83         | 相原公民館運営協議会       | 相原公民館     |
| 30 | 精神医療審査会              | 精神保健福祉センター | 84         | 小山公民館運営協議会       | 小山公民館     |
| 31 | 地域包括支援センター運営協議会      | 高齢者支援課     | 85         | 大野南公民館運営協議会      | 大野南公民館    |
| 32 | 高齢者入所判定委員会           | 中央高齢者相談課   | 86         | 新磯公民館運営協議会       | 新磯公民館     |
| 33 | 介護認定審査会              | 介護保険課      | 87         | 麻溝公民館運営協議会       | 麻溝公民館     |
| 34 | 国民健康保険運営協議会          | 国民健康保険課    | 88         | 田名公民館運営協議会       | 田名公民館     |
| 35 | 青少年問題協議会             | こども青少年課    | 89         | 大野北公民館運営協議会      | 大野北公民館    |
| 36 | 子ども・子育て会議            |            | 90         | 大野中公民館運営協議会      | 大野中公民館    |
| 37 | 子育て支援・子どもの権利条例検討委員会  |            | 91         | 星が丘公民館運営協議会      | 星が丘公民館    |
| 38 | 墓地等紛争調停委員会           | 地域保健課      | 92         | 清新公民館運営協議会       | 清新公民館     |
| 39 | 食育推進委員会              |            | 93         | 中央公民館運営協議会       | 中央公民館     |
| 40 | 新型インフルエンザ等医療対策会議     | 疾病対策課      | 94         | 相模台公民館運営協議会      | 相模台公民館    |
| 41 | 感染症診査協議会             |            | 95         | 相武台公民館運営協議会      | 相武台公民館    |
| 42 | 予防接種問題協議会            | 96         | 東林公民館運営協議会 | 東林公民館            |           |
| 43 | 歯科保健事業推進審議会          | 健康企画課      | 97         | 横山公民館運営協議会       | 横山公民館     |
| 44 | 企業立地等審査会             | 産業政策課      | 98         | 光が丘公民館運営協議会      | 光が丘公民館    |
| 45 | 駐留軍関係離職者等対策協議会       | 雇用政策課      | 99         | 大沼公民館運営協議会       | 大沼公民館     |
| 46 | 大規模小売店舗立地審議会         | 商業観光課      | 100        | 上鶴間公民館運営協議会      | 上鶴間公民館    |
| 47 | 観光振興審議会              |            | 101        | 大野台公民館運営協議会      | 大野台公民館    |
| 48 | さがみはら森林ビジョン審議会       | 津久井地域経済課   | 102        | 陽光台公民館運営協議会      | 陽光台公民館    |
| 49 | 環境審議会                | 環境政策課      | 103        | 城山公民館運営協議会       | 城山公民館     |
| 50 | 地球温暖化対策推進会議          |            | 104        | 津久井地区公民館運営協議会    | 津久井中央公民館  |
| 51 | 廃棄物減量等推進審議会          | 廃棄物政策課     | 105        | 相模湖地区公民館運営協議会    | 桂北公民館     |
| 52 | 都市計画審議会              | 都市計画課      | 106        | 藤野地区公民館運営協議会     | 藤野中央公民館   |
| 53 | 景観審議会                | 街づくり支援課    | 107        | 消防賞慰金審査委員会       | 消防総務課     |
| 54 | 街づくり審査会              |            |            |                  |           |

#### 4 行政資料コーナーの運営

行政資料コーナーは市民向けの資料室として昭和60年10月に設置した。このコーナーでは、公文書の公開請求及び個人情報の開示等の請求の受付をはじめ、市政に関する情報の提供、相談、案内を行っている。また、市、国、県等の行政資料(約25,900点)を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

平成25年4月1日～平成26年3月31日 平均利用人数 37人(9,183人/244日)

なお、行政資料コーナーは次の7か所に設置している。

- ・本庁舎本館 ・緑区役所 ・南区役所 ・城山まちづくりセンター ・津久井まちづくりセンター
- ・相模湖まちづくりセンター ・藤野まちづくりセンター

【情報公開課】

## 職 員

### 1 行政組織と職員定数

#### (1) 組織

平成26年度は局・部ともに前年度と同様とした。また、課については13課を廃止し、10課を新設、3課を改称した。

組織数

(平成26年4月1日現在)

| 部 局 別           | 局  |   | 部  | 課   |
|-----------------|----|---|----|-----|
|                 | 局  | 区 |    |     |
| 議 会 局           | 1  | — | —  | 3   |
| 市 長 事 務 部 局     | 7  | 3 | 15 | 150 |
| 教 育 委 員 会       | 1  | — | 3  | 16  |
| 選挙管理委員会事務局      | —  | — | 1  | —   |
| 監 査 委 員 事 務 局   | —  | — | 1  | —   |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | —  | — | 1  | —   |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | —  | — | 1  | —   |
| 消 防             | 1  | — | —  | 12  |
| 合 計             | 10 | 3 | 22 | 181 |
| 平成25年4月1日の組織数   | 10 | 3 | 22 | 184 |
| 平成24年4月1日の組織数   | 7  | 3 | 24 | 177 |

#### (2) 定数

各事業の終了及び見直し等、各部局の事務事業の増減に応じて配置した。

部局別職員定数

(平成26年4月1日現在、単位：人)

|          |       |            |       |
|----------|-------|------------|-------|
| 議会局      | 23    | (市)都市建設局   | 478   |
| (市)秘書課   | 7     | (市)緑区役所    | 133   |
| (市)総務局   | 137   | (市)中央区役所   | 86    |
| (市)企画財政局 | 369   | (市)南区役所    | 96    |
| (市)危機管理局 | 27    | (市)会計課     | 17    |
| (市)市民局   | 69    | (教)教育局     | 535   |
| (市)健康福祉局 | 1,396 | 選挙管理委員会事務局 | 10    |
| (市)環境経済局 | 506   | 監査委員事務局    | 15    |
| 人事委員会事務局 | 10    | 消防局        | 713   |
| 農業委員会事務局 | 13    | 合 計        | 4,640 |

※(市)は市長事務局、(教)は教育委員会。会計管理者は会計課に含む。

## 2 人事

職員の任免、賞罰や定数に基づく配置、新たに必要な職員の選考を行った。

### 職員の任免、服務等

(平成26年4月1日現在、単位：人)

| 育児休業 | 再任用職員 | 公益的法人派遣 |      | 職員の分限、懲戒処分 |             | 専従休職 |
|------|-------|---------|------|------------|-------------|------|
|      |       | 職員派遣    | 退職派遣 | 私傷病休職      | 懲戒処分(H25年度) |      |
| 97   | 320   | 2       | 0    | 42         | 8           | 4    |

### 職員採用試験(任期付含む)

(平成25年度)

| 区分      | 事務   | 技術  | 消防 | 技能 | 計    |
|---------|------|-----|----|----|------|
| 受験者数(人) | 344  | 47  | —  | —  | 391  |
| 合格者数(人) | 13   | 8   | —  | —  | 21   |
| 最終倍率(倍) | 26.5 | 5.9 | —  | —  | 18.6 |

※人事委員会事務局実施分を含まない。

### 職位別職員数

(平成26年4月1日現在、単位：人)

| 区分    | 局長級 | 部長級 | 参事級 | 課長級 | 副主幹級 | 主査級   | 係員級   | 計     |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|-------|-------|-------|
| 一般行政職 | 12  | 26  | 101 | 414 | 491  | 903   | 1,533 | 3,480 |
| 技能労務職 | —   | —   | —   | —   | —    | 165   | 279   | 444   |
| 消防職   | 1   | 1   | 7   | 70  | 120  | 204   | 325   | 728   |
| 医療職   | —   | 1   | 1   | 4   | 1    | 2     | 4     | 13    |
| 合計    | 13  | 28  | 109 | 488 | 612  | 1,274 | 2,141 | 4,665 |

※本表において一般行政職とは、事務職員と技術職員のうち医療職を除く職員を指す。

※医療職給料表の課長級には、医療職給料表2級の所長を含む。

### 年齢別職員数

(平成26年4月1日現在、単位：人)

| 区分    | 年齢    |         |         |         |         |       | 計     |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
|       | 20歳未満 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 40歳～49歳 | 50歳～59歳 | 60歳以上 |       |
| 一般行政職 | 6     | 755     | 813     | 1,032   | 873     | 1     | 3,480 |
| 技能労務職 | 0     | 2       | 17      | 170     | 255     | 0     | 444   |
| 消防職   | 6     | 188     | 180     | 136     | 218     | 0     | 728   |
| 医療職   | 0     | 0       | 4       | 3       | 4       | 2     | 13    |
| 合計    | 12    | 945     | 1,014   | 1,341   | 1,350   | 3     | 4,665 |

※本表において一般行政職とは、事務職員と技術職員のうち医療職を除く職員を指す。

## 3 給与等

一般職の職員給与の改定及び給与その他の給付の支給状況

### (1) 給与改定

#### 行政職給料表(1)適用職員 (平成25年4月1日現在)

| 区分   | 平均給与月額(円) |
|------|-----------|
| 給料   | 325,839   |
| 諸手当  | 58,418    |
| 給与合計 | 384,257   |

※平均給与月額に対する職員の平均年齢：41.2歳

※民間給与との較差が極めて小さいことから(0.03%)、平成25年度は月例給・期末勤勉手当ともに水準改定は行っていない(最終改定平成22年12月1日)。

(2) 職員の給与その他の給付の主な支給状況

職員給与

(平成25年度、単位：千円)

| 給 料        | 職 員 手 当    | 共 済 費     | 計          |
|------------|------------|-----------|------------|
| 17,530,631 | 12,691,564 | 5,664,278 | 35,886,473 |

※職員手当には、退職手当、児童手当・特例給付を含まない。

職員の初任給(行政職給料表(1)適用一般職)

(各年4月1日現在、単位：円)

|       | 平成24年   | 平成25年   | 平成26年   |
|-------|---------|---------|---------|
| 大 学 卒 | 178,800 | 178,800 | 178,800 |
| 高 校 卒 | 144,500 | 144,500 | 144,500 |

退職手当

(平成25年度)

| 区 分        | 人 員(人) | 支 給 額(円)      | 一人当たり平均支給額(円) |
|------------|--------|---------------|---------------|
| 普通退職(自己都合) | 42     | 259,352,471   | 6,175,059     |
| 勸 奨 退 職    | 26     | 662,986,037   | 25,499,463    |
| 定 年 退 職    | 115    | 2,846,490,276 | 24,752,089    |
| 死 亡 退 職    | 2      | 26,021,008    | 13,010,504    |
| 任 期 満 了    | 2      | 930,216       | 465,108       |
| 通 算 退 職    | 15     | —             | —             |
| そ の 他      | 1      | 581,053       | 581,053       |
| 計          | 203    | 3,796,361,061 | 20,298,289    |

※一人当たり平均支給額の計は、通算退職及びその他を含まない。

児童手当

(平成25年度)

| 支給期    | 受 給 者 数(人) | 延支給児童数(人) | 支 給 額(円)    |
|--------|------------|-----------|-------------|
| 6 月 期  | 1,279      | 8,093     | 89,175,000  |
| 10 月 期 | 1,211      | 8,004     | 88,240,000  |
| 2 月 期  | 1,234      | 8,207     | 90,535,000  |
| 計      | 3,724      | 24,304    | 267,950,000 |

ラスパイレス指数の推移

|          | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| ラスパイレス指数 | 100.4  | 109.0  | 108.5  |

(3) 特別職の報酬等

市議会議員及び常勤特別職の月例給等については、特別職報酬等審議会へ諮問し決定している。平成23年度から平成25年度までは、一般職の改正がないことから審議会は開催していないが、常勤特別職及び教育長については、平成23年7月から平成27年4月までの期間における給料及び期末手当を減額している。

- ・市議会議員、常勤特別職及び教育長の報酬等の最終改定(H9.4.1適用)

**【職員課】**

# 職 員 研 修

## 1 人材育成基本方針

### (1) 基本的な目標

「『意欲とやりがい』を引き出す総合的な人事制度の推進」、「職員個々の能力を引き出す研修の充実」、「新たな人材育成体制の構築」を目標として掲げ、政令指定都市・さがみはらにふさわしい職員の育成に取り組む。

### (2) 求められる職員像

本市の職員に「求められる職員像」として『果敢に挑戦する職員』像を掲げ、この職員像実現のための資質向上に努めている。

『果敢に挑戦する職員』とは

#### ①心豊かな職員

心豊かな職員とは、「相模原市」を愛し、公務員としての自覚を深めるとともに、自らの人格と教養を高め、心身の健康管理に努め、公平・公正な行動をとり、市民に信頼される人間性豊かな職員です。

特に地域固有の課題への対応など、新たな施策の企画、実施を行う際にも、その施策が真に市民のための最善の方策なのかを追求する市民感覚を持った心の豊かさが求められます。

#### ②考える職員

考える職員とは、行政を取り巻く環境の変化に対して、市民と行政との協働の姿勢を認識し、柔軟な思考と創造力を発揮し、対応できる職員です。

市民とともに都市を運営するという視点から、限られた資源を有効活用する経営感覚を持ち、最少経費で最大効果を発揮する行政サービスを創造できることが求められます。

#### ③実行する職員

実行する職員とは、行政サービスを一層向上させるため、課題を的確に把握し解決する能力と、それを支えるチャレンジ精神及び果敢な行動力を備え、職務を遂行できる職員です。

施策の企画、実施にあたっては、目標達成への様々な困難を乗り越えるため、高い意欲と実行力をもって対処することが求められます。

#### ④改革する職員

改革する職員とは、行政のプロとしての識見と専門知識、そして広い視野を備え、常にコスト意識や市民感覚を持って、客観的に従来の業務を評価し、見直すことができる職員です。

前例踏襲や横並び意識、旧態依然とした体制から脱却し、『より良く』するための努力を怠らない向上心に溢れた姿勢が求められます。



## 2 平成25年度研修実施結果一覧

| 研修区分   |      | 件数(件)  | 受講者数(人) |       |
|--------|------|--------|---------|-------|
| 職場研修   | 集合研修 | 職場基本研修 | 48      | 1,957 |
|        |      | 職場専門研修 | 115     | 4,934 |
|        |      | 小計     | 163     | 6,891 |
|        | 派遣研修 | 専門派遣研修 | 655     | 1,121 |
|        |      | 視察派遣研修 | 7       | 36    |
|        |      | 小計     | 662     | 1,157 |
| 職場研修計  |      | 825    | 8,048   |       |
| 研修所研修  | 集合研修 | 階層研修   | 15      | 1,588 |
|        |      | 特別研修   | 9       | 1,337 |
|        |      | 小計     | 24      | 2,925 |
|        | 派遣研修 | 国内派遣研修 | 101     | 345   |
|        |      | 海外派遣研修 | 2       | 2     |
|        |      | 小計     | 103     | 347   |
| 研修所研修計 |      | 127    | 3,272   |       |
| 合計     |      | 952    | 11,320  |       |

## 3 職員の人事交流及び研修派遣

人事交流や研修を目的として、職員を中央省庁、他自治体等へ派遣している。

<派遣先及び人数(25年度)> ※派遣期間 おおむね1~2年間

○国省庁(総務省等)：12人 ○都道府県(神奈川県)：11人

○近隣市町(横浜市・川崎市・愛川町)：6人

○その他の団体等(一般財団法人地方自治研究機構等)：4人

**【職員課職員研修所】**

# 職 員 厚 生

## 1 職員の福利厚生

職員が心身ともに健やかにあり、職務に専念できるようにサポートしていくために、共済制度に係る諸般の事務及び職員厚生会に交付金を交付し各種福利厚生事業を実施している。

### (1) 職員共済組合

ア 組合員数 (平成 26 年 3 月末現在)

| 区 分           | 組合員数(人)     |
|---------------|-------------|
| 神奈川県市町村職員共済組合 | 4,471       |
| 公立学校共済組合神奈川支部 | 154(教職員は除く) |
| 合 計           | 4,625       |

イ 共済組合の事務取扱件数 (単位：件)

| 共 済 貯 金 事 務     | 3,233 | 被 扶 養 者 認 定 等 申 告 | 450 |
|-----------------|-------|-------------------|-----|
| 人間・脳ドック受検申込     | 2,077 | 組合員資格取得等届出        | 462 |
| 被 扶 養 者 資 格 調 査 | 724   | 傷病手当金等各種手当金請求     | 249 |

ウ 市負担金・個人掛金

共済組合の市負担金及び個人掛金率の規程に基づき、市予算からの支出及び職員個人からの引き去りにより徴収した金額を合算し共済組合へ納付した。

### (2) 職員厚生会

福利厚生事業を通して、会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実を図り、会員の福祉を増進することを目的とする。

平成 25 年度事業概要 (平成 26 年 3 月末現在)

| 区 分     | 備 考                                   |
|---------|---------------------------------------|
| 会 員     | 4,879 人(再任用職員等を含む)                    |
| 決 算 額   | 184,818,908 円                         |
| 市 交 付 金 | 34,512,912 円                          |
| 会 費     | 給料月額× 5.5/1000(再任用職員については 3/1000 とする) |

### (3) 職員会館の維持管理

各室利用状況一覧 (単位：人)

| 施 設 名     | 利用状況    | 施 設 名     | 利用状況   |
|-----------|---------|-----------|--------|
| B 1 音響室 1 | 2,061   | 3 F 和室(小) | 5,088  |
|           | 814     |           | 和室(中)  |
| 1 F 陶芸窯室  | 76      | 和室(大)     | 17,384 |
|           | 生活協同組合  | 176,031   | 合 計    |
| 2 F 体育室   | 12,284  |           |        |
|           | フィットネス室 | 2,940     |        |

## 2 職員の安全衛生及び健康管理

職員の安全衛生の推進と健康の保持増進のため、安全衛生委員会による活動や健康診断、予防接種、健康相談等を実施した。

### (1) 安全衛生

市役所職場を15の事業場に分け、それぞれの事業場に労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を設置、また、市職員全体の安全衛生・健康管理の統括を行う総括安全衛生会議、3つの職域で横断的にまとめ、総括安全衛生会議を補完する職域安全衛生会議を設置し、その活動を通して職員の安全管理及び衛生管理を実施した。

平成 25 年度活動状況

|              | 委員人数 | 委員会<br>開催回数 | 職場巡視<br>実施回数 | 産業医<br>健康相談回数 |
|--------------|------|-------------|--------------|---------------|
| 15事業場安全衛生委員会 | 194名 | 107回        | 31回          | 251回          |

(2) 健康管理

職員健康管理指針(平成 21 年 10 月策定)に基づき健康診断事業、各種相談事業を実施した。

ア 健康診断

職員定期健康診断・雇入時健康診断・VDT等業務従事者健康診断・職員歯科健康診断・腰痛健康診断・乗用自動車等運転手健康診断・炉及び埋立業務従事者健康診断・上部消化管造影検査・深夜業務従事者健康診断・電離放射線取扱業務従事者健康診断・特定化学物質等取扱業務従事者健康診断の実施

イ 心の健康診断

メンタル不調の予防と早期発見を目的に、アンケート方式により職員の心の健康診断を実施

ウ 予防接種

B型肝炎等抗原抗体検査及びワクチン接種・破傷風予防接種・麻疹予防ワクチン接種・風疹予防接種の実施

エ 健康相談

産業医による健康相談及び臨床心理士によるメンタルヘルスの相談の実施

オ 電話健康相談

24時間 365日、職員の心や体の不安や悩みなどに専門の相談員が対応する電話健康相談の実施

カ メンタルヘルス推進員

職場におけるメンタルヘルスの推進を目的に、各職場で所属長が指定する職員をメンタルヘルス推進員として配置

**【職員厚生課】**